

# 令和4年度田辺市地域おこし協力隊募集要項

## 〔令和5年度採用〕

### 1 地域おこし協力隊制度について

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材（都市住民）を隊員として委嘱するもので、一定期間以上地域に居住して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。

### 2 今回募集する隊員の活動内容

(1) 次の事業に地域おこし協力隊を派遣し、地域協力活動を行います。

- ・持続的な地域の発展を目的としたジビエの知識や技術を継承する担い手の育成事業  
(主に農業分野の活動です。)

事業内容	上芳養日向地区の基幹産業である農業を次の世代へ繋ぐために始めた鳥獣害対策を通じて新たな地域資源となったジビエに関して、業務を通じて知識や技術を継承し、持続的な地域の発展とジビエのブランド化に取り組む担い手を育成するための事業です。
派遣先団体	紀州ジビエ生産販売企業組合 ひなたの杜（鳥獣害対策で捕獲したイノシシやシカの解体、ジビエ加工・販売、狩猟体験ツアーを行い、地域課題を新たな地域資源として活用する事業に取り組んでいます。）
活動内容	イノシシやシカの狩猟、個体の引き取り、解体、加工作業 ジビエの販売、PR活動、商談会への参加 鳥獣害対策の勉強会や狩猟体験ツアーの開催 鳥獣害と地域の産業を知るための農作業 など
活動地域	上芳養及び周辺地域

(2) その他、地域内イベント、地域行事への参画・補助等の地域行事活動を行っていただきます。

### 3 募集人数

田辺市地域おこし協力隊員1名

### 4 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

(1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を田辺市内へ移し、住民票を田辺市内に異動することができる方（既に田辺市内に生活拠点がある方は対象外です。）

※3大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象

※ご自身の住民登録地について、該当するか不明な場合はお問い合わせください。

(2) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方

(3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、地域住民と協力しながら誠実に活動を遂行

できる方

- (4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方（日常生活を送る上で自動車が必要で  
す。持込みされることを強くお勧めします。）
- (5) パソコン（メール送受信、Excel、Wordなど）の一般的な操作ができる方
- (6) 活動期間終了後に田辺市において起業又は就業し、本市にとどまる意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

※地方公務員法第16条各号は、次のとおりです。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる  
までの者
  - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない  
者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に  
処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊  
することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

## **5 任用形態及び活動期間**

- (1) 田辺市の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は令和5年4月1日以降の任用した日から同年度の年度末までです。
  - ア 任用の開始時期は、派遣先団体及び任用内定者と協議の上決定します。
  - イ 任用期間は、活動実績等を踏まえて年度毎に更新し最長3年間まで延長する場合がありますが、期間の延長については、市で判断させていただきます。 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

## **6 活動（勤務）日数及び時間並びに休暇**

- (1) 派遣先団体と調整の上、週5日（週35時間）での活動となります。
- (2) 活動時間は8時00分から17時00分まで（※休憩2時間を含む）を基本とします。
  - ※活動日は月曜日～金曜日を基本としますが、活動内容により活動日及び活動時間帯が変動  
することがあります。
  - ※休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。
  - ※活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業が可能です。
- (3) 休暇は、「田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき取得するこ  
とができます。ただし、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間は最長1年  
間です。

## **7 報酬**

月額167,000円

- ※報酬から社会保険料等を控除します。
- ※期末手当は市の規定により支給します。
- ※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。
- ※報酬は、令和5年度予算成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる場合があ

ります。

## **8 待遇及び福利厚生**

- (1) 市で健康保険・厚生年金・雇用保険の社会保険に加入します。
- (2) 着任地域での住居については、派遣先団体にて用意し、家賃は 30,000円を上限に市が負担します。ただし、賃貸借契約に係る仲介手数料(家賃の1か月分)は個人の負担となります。
- (3) 着任準備に要する経費(引越し費用、生活備品等)、光熱水費などの生活に係る経費、自治会費等は個人の負担となります。
- (4) 研修参加に伴う参加費及び旅費並びに活動用車両及び燃料費等で隊員としての活動に必要な経費は報酬とは別に市の予算の範囲内で、派遣先団体と調整の上、対応します。

## **9 応募方法**

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- (1) 受付期間 令和4年10月3日(月)から令和4年11月30日(水)17時まで(必着)
- (2) 提出書類
  - ア 田辺市地域おこし協力隊応募用紙
  - イ 住民票の写し(原本・発行日が受付開始日以降のもの)
  - ウ 普通自動車運転免許証のコピー(表・裏)
- (3) 提出方法
  - (2)のア～ウの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

【提出先】〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 宛て

## **10 選考方法**

- (1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件(住民登録地の確認)、書類内容を本市で審査し、書類選考結果を令和4年12月9日(金)までに応募者全員に通知します。

※応募者多数の場合は一次選考において、書類審査により、二次選考受験者を選定させていただきます。
- (2) 二次選考〔面談(団体とのマッチング)〕

一次選考合格者を対象に、派遣先団体との面談(団体とのマッチング)、行政担当者による説明などを行います。

<選考日>令和4年12月18日(日)(予定)

<会場>田辺市役所(和歌山県田辺市新屋敷町1番地)

※二次選考のために必要な交通費等は個人の負担となります。

※詳細については、一次選考合格者にご案内します。
- (3) 二次選考(最終選考)結果の報告  
最終結果報告は、二次選考受験者に通知します。  
任用内定後、派遣先団体との顔合わせや住居の確認などを経て、令和5年4月1日以降の着任となります。

※着任時期については、派遣先団体及び任用内定者との協議により、令和6年3月1日までの間で調整させていただくことが可能です。

## **11 その他**

- (1) 応募のために必要な費用（郵送料等）は個人の負担となります。
- (2) 募集要項、田辺市地域おこし協力隊応募用紙の様式などの情報は、田辺市ホームページからダウンロードできます。

## **12 問い合わせ先**

○本事業の全般に関すること

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当  
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
Tel : 0739-33-7714 (直通) / Fax : 0739-22-5310 (代表)  
E-mail : tanabe.eigyoutanabe@city.tanabe.lg.jp

※土日祝日及び開庁時間(8:30~17:15)外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。